

台風等の自然災害が予想される場合の登校について

■出席簿（欠席）の取り扱いについて

(10) 自然災害の場合の休校等の扱い

- ① 台風または大雪および**発達した積乱雲がもたらす風水害（竜巻、急な大雨）等の自然災害**が予測され、さらに八王子市に大雨、暴風、大雪いずれかの警報または**特別警報**が発令された場合は、以下のとおりとする。（各種の注意報は含まれない）

午前8時45分までは以下のとおりとする。

警報が発令中は、自宅待機とする。

ただし、午前6時前までに警報が解除されれば自宅周辺の状況を踏まえ安全に配慮して登校を始める。午前6時に自宅を出たのであれば始業に間に合わない場合の遅刻または欠席については不利にならないように扱う。

↓

午前6時から午前8時までの間に、警報が解除されれば3限目（午前10時30分～）から授業を実施する。

↓

午前8時45分以降は、本校ホームページ（以下 HP）または本校公式 Twitter（以下 Twitter）を確認し、その指示に従う。

（注）

- ※ ただし、警報が出ていなくても、授業を行わない場合もある。
- ※ 登校の際は、安全に十分注意すること。
- ※ HP・Twitter を見ることができないものは、電話で問い合わせること。
- ※ 「自宅学習」の場合は平素の学習の補充に十分力を入れること。
- ※ 11時までに警報が解除されていない場合は、給食の有無についてはHPに掲載するのでそれを参考にする。HPを見ることができないものは、学校へ問い合わせること。
- ※ **八王子市に警報が発令されていないが、自宅や登校途中の市町村に警報が発令されているなど登校が困難な場合の遅刻や欠席については配慮する。**

【JR 中央線の運転見合わせなど】

- ※ 警報が解除されてもJR中央線が運転見合わせになっている場合は、**午前6時から午前8時までに運転再開がされれば3限目から授業を実施する。運転再開がそれ以降になる場合は、午前8時45分以降に本校HPを確認し、その指示に従うこと。**
- ※ 自然災害による交通機関の遅延による遅刻については、通常時の交通機関による遅延の扱いに準ずる。
- ※ 他の交通機関を利用できる場合は、なるべく登校する。但し事情がきわめて困難な場合は、HR担任に申し出て「自宅学習」をする。
- ※ 事故や故障によってJR中央線が不通となった場合には、運転が再開され次第、安全に十分注意して登校する。
- ※ **なお、帰宅時間に強風により中央線が運転見合わせになることに備えて、警報が発令されていなくても帰宅させることがある。**